

令和6年度第1回朝来市教育委員会 定例会議録

1 日 時 令和6年4月23日(火)

開会 午前10時00分 閉会 午前11時00分

2 開会宣言

3 会議録署名委員の指名 (青田委員) (高内委員)

4 会議録の承認

令和5年度第12回会議録署名委員 (足立委員) (桑田委員)

5 教育長報告

6 議事

議案第10号 朝来市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第11号 朝来市学校給食物資調達要綱について

議案第12号 朝来市教育振興基本計画策定懇話会要綱について

議案第13号 朝来市部活動在り方検討委員会要綱について

7 報告事項

(1) 専決処分事項の報告事項について (学校教育課)

報告第1号 朝来市における処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件取扱要領

を廃止する告示について

報告第2号 朝来市保育等資格・免許取得支援補助金交付規程を廃止する
規程について

- (2) 令和6年度教育委員会事務局組織について（学校教育課他）
- (3) 令和5年度朝来市内中学生の進路について（学校教育課）
- (4) 令和6年度市内小・中学校一覧について（学校教育課）
- (5) 令和6年度台風、大雪等による臨時休校等について（学校教育課）
- (6) 教育委員会行事予定について
- (7) 次回教育委員会の日程について

日時：令和6年5月24日（金）午前9時30分

場所：朝来市役所 本庁 403 会議室

8 閉会

9 出席委員 教 育 長 小倉畑 祐貴

教育長職務代理者 青田 勉

委 員 桑田 まゆみ

委 員 足立 武裕

委 員 高内 祥子

10 出席職員 教育部長 田中 勉

教育委員会事務局次長 山本 喜裕

学校給食センター所長 藤本 宏子

文化財課課長 中島 雄二

学校教育課参事

福田 秀則

学校教育課課長補佐

南光 政之

朝来市教育委員会会議録

令和6年度第1回定例委員会（令和6年4月23日）

開会 午前10時00分

○ 小倉畑教育長

それでは、ただいまから令和6年度第1回朝来市教育委員会定例会を開会いたします。

本日は4名の委員の御出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。

本日の会に出席する職員ですが、田中教育部長、山本教育委員会事務局次長兼学校教育課長、藤本学校給食センター所長、中島文化財課長、福田学校教育課参事、南光学校教育課課長補佐の6名でございます。

皆様も御存じのように、4月1日から市役所の組織改編によりまして旧のこども育成課が市長部局に移りましたので、出席する職員が今申し上げたとおりとなっております。

続いて、次第の3、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、青田委員、高内委員にお願いいたします。

次に、次第の4、会議録の承認に移ります。

令和6年3月19日に開催しました令和5年度第12回朝来市教育委員会定例会の会議録は、委員の皆様方に事前に配付をしておりますけれども、何かお気づきの点はございませんか。

○ 小倉畑教育長

ないようですので、前回の会議録は承認することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○ 小倉畑教育長

それでは、第12回の定例会の署名を、足立委員、桑田委員に署名をお願いします。

（会議録署名）

○ 小倉畑教育長

ありがとうございました。

それでは、次第5、教育長報告に移ります。事務局から報告をいたします。

○ 事務局

資料説明

○ 小倉畑教育長

報告が終わりました。何か御質問はございませんか。

ないようですので、教育長報告を終わります。

次に、次第6、議事に移ります。

本日は、4件の議事について御協議をいただきます。

初めに、議案第10号 朝来市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について、学校給食センターから説明をいたします。

○ 藤本学校給食センター所長

失礼いたします。朝来市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について御説明いたします。2ページを御覧ください。

議案第10号 朝来市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則。

朝来市学校給食センター条例施行規則（平成17年朝来市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。第12条第1号中「納品」を削る。第13条を次のように改正する。

（納入業者の登録）第13条、給食物資の納入を希望する者は、あらかじめ、教育委員会の登録を受けなければならない。2、前項の規定による登録の期間は、原則として1年間とする。ただし、納入の不履行、数量の不足または品質等の劣化等があった場合は、教育委員会 は入札等の参加資格を停止し、又は登録を取り消すことができる。3、前項の規定により登録を受けた者（以下「納入業者」という。）は、確実に導入できる給食物資を部門ごとに登録しなければならない。4、第1項及び前3項に規定する登録の手続等は、告示で定める。第15条第1項中「納品」を「納入」に改める。附則。この規則は、公布の日から施行する。

この改正により、第13条中、業者の登録について、給食物資の納入を希望する業者は、教育委員会登録が必要であるということを規定するものです。また、「納品」を「納入」に統一するための文言修正を行います。

3ページは、新旧対照表でございます。

以上、朝来市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について説明を終わります。

○ 小倉畑教育長

説明が終わりました。何か御質問はございませんか。

ないようですので、この件は異議なしと認め、議案第10号 朝来市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則については、原案のとおり承認いたします。

続いて、議案第11号 朝来市学校給食物資調達要綱について、学校給食センターから説明

をいたします。

○ 藤本学校給食センター所長

朝来市学校給食物資調達要綱の制定について御説明いたします。

議案第 11 号、朝来市学校給食センター条例施行規則に規定する朝来市学校給食センターが行う給食物資の調達、納入業者の登録及び購入の手続を、適正かつ円滑に行うため、所要の整備をするものです。

第 1 条は「趣旨」、第 2 条は「納入業者の登録等」、第 3 条は「登録の申請」です。

5 ページの第 4 条「登録の決定」、第 5 条は「契約の締結」、第 6 条「登録の取り消し」、第 7 条「取扱給食物資」、第 8 条「給食物資の調達等」。

6 ページ、第 9 条「納入資格の停止」、第 10 条「附則」を定めるものです。

7 ページの別表は、「第 7 条関係」の登録の対象とする主要な給食物資です。

8 ページは、様式第 1 号「学校給食物資納入業者登録（変更）申請書」の様式です。

9 ページ、様式第 2 号「学校給食物資納入業者登録申請書兼事業計画書」の様式です。

10 ページ、様式第 3 号「誓約書」の様式です。

11 ページ、様式第 4 号「学校給食物資納入業者登録名簿」の様式です。

12 ページ、様式第 5 号「学校給食物資納入業者登録決定（却下）通知書」の様式です。

13 ページは、様式第 6 号「学校給食物資納入業者登録取消通知書」の様式です。

14 ページ、様式第 7 号「学校給食物資需要表（見積書）」の様式です。

15 ページ、様式第 8 号「学校給食物資納入資格停止通知書」の様式です。

16 ページ、様式第 9 号「学校給食物資納入資格再開申請書」の様式です。

8 ページから 16 ページまでは、各条に関係する様式を定めるものです。

以上、学校給食物資調達要綱の制定について説明を終わります。

○ 小倉畑教育長

説明が終わりました。内容はたくさんでしたけれども、何か御質問はございませんか。

○ 委員

反社会的という文言が出てくるんですが、今までの条例では聞かなかったように思いますが、そういうところまで留意しなければいけない状況というのが、あるのでしょうか。

○ 藤本学校給食センター所長

10 ページ、様式第 3 号「誓約書」の中の第 4 番目です。

私及び家族従事者（法人にあっては全役員）は、朝来市暴力団排除条例（平成 25 年朝来市条例第 36 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員または同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）ではなく、今後においても暴力団員等となることはあり

ません。という文章を盛り込んでおります。

○ 田中部長

市や教育委員会は、いろんな方と契約を交わしますが、相手方がいかなる方であろうと、契約をする場合にはこういう暴排条項を必ず盛り込むというふうになっております。

したがいまして、これも契約の一端を定めるような要綱ということですので、そういった暴排条項を必ず入れてそこを約束すると。

このような方は、いらっしゃらないと思いますが、念には念をとということで、こういう条項を入れております。

また、国の学校給食実施基準というのがあるんですけれども、これは、令和3年2月に改正しております。それが令和3年の4月から施行してと思うんですけれども、食育を推進しなさいというふうに、ちょっと主な内容が変わってきているところがありますので、それに伴いまして規則の改正を、令和4年度11月と今回と2回行ってきますと、やはりこの定めることも細かくなってくるというところもございまして、今回この要綱もそれに合わせて制定させていただくというふうな流れでございます。

○ 委員

ありがとうございます。

よく分かりました。

○ 小倉畑教育長

はい。

○ 委員

申請書を見ておりまして、残留農薬等の検査をすることというのがありますけれども、これは、市というか、どちらでされるんですか。

○ 小倉畑教育長

9ページのことですか。

○ 委員

はい。8ページと9ページです。

○ 藤本学校給食センター所長

はい、実施機関が以前から契約しているところがありまして、昨年度1回お願いしたことがあります。以上です。

○ 小倉畑教育長

ほかに御質問ございませんか。

○ 委員

本当に素朴なというか、ここでする質問なのかと思うんですけど。

7 ページにあります食品例というのがあるんですけど。ここを見ながら、野菜類のところ
で、冷凍が多いですね。冷凍のものばかりが書いてあるものなのか、それとも、地元の
野菜とか穀物とかを使いましょう、というような話が出てきてたと思うんですが、そういう
生のお野菜を調理したものを出していると思っておりますが、何かこれを見ると、ほとんど
冷凍食品だなと思って見てしまうところがあるんですけども、どうなのかなというのが1点。

もう一つ。「そうめんばち」というのは何なんでしょうか。これが何か分からなくて。教
えてもらえたらうれしいです。

○ 藤本学校給食センター所長

7 ページの第7条関係は、取扱給食物資としており、給食を取り扱う業者に対して、年間
を通じてこういったものを購入するための見積りを徴するときの食品例を挙げさせていただ
いております。冷凍ものが多いのは、生のものではないからです。生の食品は、青果業者さ
んというのが別にありまして、地元業者さんから生の野菜等を購入しております。ここには、
食品の取扱業者に対する食品例を挙げております。

そうめんばちというのは、そうめんを切り取る時の端っこです。

○ 委員

ああ。端の部分のことですね。

○ 藤本学校給食センター所長

はい、そうです。

○ 小倉畑教育長

いいですか。

○ 委員

はい。

○ 小倉畑教育長

それでは、ほかに御質問ございませんか。

ないようですので、この件は異議なしと認めて議案第 11 号 朝来市学校給食物資調達要
綱については原案のとおり承認いたします。

次に行くんですけど、今、いろいろ御質問いただいた中で、ちょっと余談なんですけど、
「ちょっと素朴な質問で」というふうなことを断っていただきました。私もこれまでの経
緯とか詳しく分からないところがあるんですけども、県のこの教育委員会の役員会に出ている
ときに触れられた話なんですけども、ちょっと言い方が妥当かどうか分かりませんが、今、
素朴な、っておっしゃったようなことを尋ねていただくことに意義があるというか、そうい

った意味のことを承ったようなことがあります。かといって、まあ時間もある程度制約があるので、その辺は程度によるところがあると思うんですけども、今のような御質問は、本当に気やすくしていただいてこそ教育委員会でありますので、とってもありがたいなと感じさせていただきました。

続けていきたいと思います。

それでは、議案第 12 号 朝来市教育振興基本計画策定懇話会要綱につきまして、学校教育課から説明をいたします。

○ 山本教育委員会事務局次長兼学校教育課長

それでは、議案第 12 号 朝来市教育振興基本計画策定懇話会要綱について説明させていただきます。資料の 17 ページを御覧ください。

制定理由につきましては、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく第 4 期朝来市教育振興基本計画の策定に当たり、幅広い視野からの意見を求めるため、朝来市教育振興基本計画策定懇話会の設置に関し必要な事項を定めるための要綱を制定しようとするものでございます。

制定内容としましては、「設置」として、第 1 条は、先ほど御説明させていただきましたとおり、朝来市教育振興基本計画の策定に伴い懇話会を設置するものでございます。

「意見を求める事項」としまして、第 2 条では、策定懇話会において教育を取り巻く現状と課題に関することや、市の教育の目指す姿に関すること、計画策定のために必要な事項に関することなどについて意見を求めることとしております。

「組織」として、第 3 条では、策定懇話会は委員 15 人以内で組織し、委員は、学識経験を有する者・教育関係者・公募による市民・教育委員会が必要と認める者に依頼することとしております。

「任期」としましては、第 4 条では、委員の任期はこの告示の施行後最初に開かれる会議から令和 7 年 3 月 31 日までとしております。

「会長及び副会長」として、第 5 条では、策定懇話会に会長及び副会長を 1 名置き、会長及び副会長は委員の互選により定めることとしております。会長は、策定懇話会の円滑な進行を務めることとし、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理することとしております。

「会議」としまして、第6条では、策定懇話会は教育長が招集します。

「庶務」としまして、第7条では、策定懇話会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理いたします。

「附則」としまして、第8条では、この告示に定めるもののほか、策定懇話会の運営に関し必要な事項は別に定めるものとしております。

次に、18 ページを御覧ください。

「施行期日」は、第1回の会議開催日から施行し、令和7年3月31日限り、この告示の効力を失うこととしております。

以上で、議案第12号 朝来市教育振興基本計画策定懇話会要綱についての説明とさせていただきます。

○ 小倉畑教育長

説明が終わりました。何か御質問はございませんか。

ないようですので、この件は異議なしと認め、議案第12号 朝来市教育振興基本計画策定懇話会要綱については原案のとおり承認いたします。

それでは、最後の議案に移ります。

議案第13号 朝来市部活動在り方検討委員会要綱について、学校教育課から説明をいたします。

○ 山本教育委員会事務局次長兼学校教育課長

それでは、議案第13号 朝来市部活動在り方検討委員会要綱の制定について説明させていただきます。資料の19 ページを御覧ください。

制定理由につきましては、学校活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを踏まえまして、朝来市立中学校における部活動の段階的な地域移行や合理的で効果的な活動の推進等、その在り方について検討するため、朝来市部活動在り方検討委員会の設置に関し必要な事項を定めるための要綱を制定しようとするものでございます。

制定内容としましては、「設置」として、第1条は、先ほど御説明させていただきましたとおり、朝来市立中学校の部活動の在り方等について検討するため、検討委員会を設置するものでございます。

「意見を求める事項」としまして、第2条では、検討委員会において、部活動の現状と問題点及び課題に関することや、今後の部活動の在り方に関すること、教育長が必要と認める事項について意見を求めることとしております。

「組織」としまして、第3条では、検討委員会の委員は15人以内で組織し、委員会の委員は、学識経験者・スポーツ関係団体代表・文化関係団体代表・学校関係者・保護者代表・関係行政機関の職員・公募による市民・教育長が必要と認める者に依頼することとしております。

「任期」としまして、第4条では、委員の任期は、この告示の施行後最初に開かれる会議の日から令和8年3月31日までとしております。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間としております。

「委員長」として、第5条では、検討委員会の委員長を1人置き、委員長は委員の互選により定めるものとしております。委員長は、会務を総理し、委員会を代表します。委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するとしております。

次に、20ページを御覧ください。

「会議」として、第6条では、検討委員会の会議は教育長が招集し、委員長は会議の議長となり、委員会の会議には、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができることとしております。

「庶務」として、第7条では、検討委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理します。

「附則」として、第8条では、この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定めるものとしております。

なお、「施行期日」は、本日の定例教育委員会で御承認をいただいてから施行し、令和8年3月31日限り、その告示の効力を失うこととしております。

以上、議案第13号 朝来市部活動在り方検討委員会要綱の制定につきまして、説明を終わらせていただきます。

○ 小倉畑教育長

説明が終わりました。何か御質問はございませんか。

○ 委員

これは、朝来市として一つのものだというふうに理解していいんですね。

そしたら、四つの中学校でそれぞれの事情が全部違うと思うんですけども、そういうことも全部踏まえてガイドラインをつくっていくということですか。

○ 山本教育委員会事務局次長兼学校教育課長

地域性等も踏まえまして、市内中学校の部活動の地域移行や合理的で効率的な部活動の推進について検討する会議でございます。

○ 委員

はい。そういうふうに考えると、学校関係者っていうのは大体何人ぐらい。普通で考えたら、四つの学校があったら4人とか。保護者代表ってなってますから、その代表となると1人とか2人とかってなっていくのかなと思うんですけど。実際問題15人以内の組織で、その四つの中学校のそれぞれのものを考えながらっていうことが、できることかなというふうに疑問に感じるんですけども。

○ 山本教育委員会事務局次長兼学校教育課長

その辺りも考慮しまして、委員の選任はさせていただきたいと思います。

○ 委員

わかりました。

○ 小倉畑教育長

よろしかったですか。

○ 山本教育委員会事務局次長兼学校教育課長

失礼します。学校関係者と言いましても、4つの中学校から関係者が集まるということになると、各学校での考え方があると思います。例えば、校長会で取りまとめをしていただくとか、各学校の担当者が取りまとめ、各学校の代表者として1名、会議に出席していただくなど、どの様な委員構成が良いかは今後検討する必要があると考えています。今、高内委員がおっしゃったような、各校の事情等の意見が上がってくるようにしたいとは思っております。

現在、委員としてお願いする方は、中学校の代表としては、朝来市の中学校の体育連盟の会長さんに、小学校の代表として、朝来市の小学校体育連盟の会長さんにお願いしたいと考えているところでございます。

○ 小倉畑教育長

その他ございますか。

それでは、ないようですので、この件は異議なしと認めて、議案第 13 号 朝来市部活動在り方検討委員会要綱については原案のとおり承認いたします。

以上で、本日の議事が終わりました。

続いて、報告事項に移ります。報告事項は 6 件ありますので、順に進んでいきたいと思いをします。

まず、報告（１）専決処分事項の報告について、学校教育課から報告いたします。

○ 山本教育委員会事務局次長兼学校教育課長

それでは、報告（１）専決処分事項の報告について説明させていただきます。資料 21 ページを御覧ください。

報告第 1 号 朝来市における処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件取扱要領を廃止する告示について説明させていただきます。

この要領につきましては、令和 6 年 4 月 1 日からの組織改編に伴いまして、教育委員会事務局こども育成課からこどもみらい部こども園課へ所管が移ることから、教育委員会告示を廃止するものでございます。施行期日が令和 6 年 4 月 1 日となりますことから、専決処分にて対応させていただきました。

なお、この要領につきましては、新しい部署におきましても同様の内容が必要となるため、今回の組織改編に伴いまして、同じ内容で市長部局でも定めているところでございます。

続きまして、資料の 22 ページを御覧ください。

報告第 2 号 朝来市保育等資格・免許取得支援補助金交付規程を廃止する規程について説明させていただきます。

この規定につきましても、令和 6 年 4 月 1 日からの組織改編に伴いまして、教育委員会事務局こども育成課からこどもみらい部こども園課へ所管が移ることから、教育委員会規程を廃止する内容となっております。施行期日が令和 6 年 4 月 1 日からとなりますことから、専決処分にて対応させていただきました。

なお、この規程につきましては、新しい部署におきましても同様の内容が必要となるため、

今回の組織改編に伴いまして、同じ内容で市長部局でも定めているところがございます。

以上で、報告（１）専決処理事項の報告についての説明とさせていただきます。

○ 小倉畑教育長

それでは、二つの報告につきまして説明が終わりました。何か御質問はございませんか。

いろいろなものを市長部局でも設置するということにしているということですので御了承ください。

続いて、報告（２）令和６年度教育委員会事務局組織について、説明をいたします。

○ 山本教育委員会事務局次長兼学校教育課長

それでは、報告（２）令和６年度教育委員会事務局組織につきまして御説明させていただきます。23 ページを御覧ください。令和６年度の教育委員会組織図を１枚にまとめたものでございます。非常に字が小さく見づらいですけれども、御了承いただきたいと思います。

昨年度からの変更点としましては、令和６年度の組織再編に伴いまして、市長部局に新たにこどもみらい部が設置されたことに伴いまして子育て支援課が新設され、教育委員会事務局こども育成課が所掌しておりましたこども園に関する業務が、こども園課に移管されました。学童クラブにつきましては、学校教育課が所掌します。

以上のことから、教育委員会事務局の組織体制は、学校教育課・文化財課・学校給食センターとなりました。また、人事異動によりまして職員職名が変更になっております。後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で、報告（２）令和６年度教育委員会事務局組織についての説明とさせていただきます。

○ 小倉畑教育長

報告が終わりました。何か御質問はございませんか。

○ 委員

ここの中に書いてある指導係にあります学校音楽祭っていうのは、確か昨年度、その前も、なかったと思うんですけれども。ここに書いてあるということは、今年はされるという理解でよろしいですか。

○ 山本教育委員会事務局次長兼学校教育課長

はい。今年度は予算を計上しております。

○ 小倉畑教育長

予算は計上されてるんですけども、学校事情がありますので、今、するとは言ったところはあるんですけども、予算上は組んであるけれども、実施については、なお協議が必要なところがあります。ましてや、会場のジュピターホールが改修工事ということがあるので、考慮しないといけないと思います。

結果的に、できないということもあり得ると思います。

○ 委員

はい。

○ 小倉畑教育長

それでは、次の説明に移ってよろしいでしょうか。

次に、報告（３）今年５年度朝来市内中学生の進路について、学校教育課から説明をお願いします。

○ 福田学校教育課参事

資料の 24 ページを御覧ください。

令和５年度、この春に卒業いたしました中学校３年生、市内 206 名の進路状況の一覧ということになります。各中学校の進路先を、人数で表記させていただいております。

２列目が定員、生野高校であれば 80（40）となっております。80 人定員ですが、そのうちの 40 名が２月に実施する特色選抜で入学できる人数、募集定員を示しているという形になります。あとは、見ていただいたとおりです。

在籍率ですけれども、朝来市で生野高校の普通科であれば 70%が朝来市の生徒になります。

見ていただいたとおり、私立の高校の進学者が 42 人ということで、どこの高校よりも多いという状況になります。また、最近の傾向として、その他（通信制・就職等）の通信制への進学を選択する生徒が、年々少しずつ増加しているという状況でございます。

以上で、報告（３）令和５年度朝来市内中学生の進路についての説明とさせていただきます。

○ 小倉畑教育長

報告が終わりました。何か御質問はございませんか。

感想はありますか。

○ 委員

なかなか前途多難な。特に生野高校が人数が少ないのがちょっと気にはなりますね。

神河町とかそういうところから大分やってきて、まあ 70% になってるような。昔からあちらと交流があるので。ですけど、まあ、なかなかね、地元の中学校からあんまり行かないとか。それぞれ自分の進みたいところが、まあそれだけ選択肢がたくさんあって自分の進みたいところに行くという傾向が強くなってきてるから、ええことやろうとは思いますが。まあ、憂えていいのか、そういう傾向を喜んでいいのか、ちょっとよう分からへんのですけれど。まあ、存続がちょっと気にはなるなということだと思います。

○ 小倉畑教育長

今、青田委員のお話にあった 70%、これ、市内の中学校を卒業した生徒の在籍率という意味ですね。

○ 福田学校教育課参事

はい。

○ 小倉畑教育長

御存じかもしれませんが追加情報を申しますと、生徒数が 200 人程度っていうのは、去年から比べると 50 減っています。200 人程度というのは、今年、この 3 月と、来年もそうです。そして、その次の年が 230 人から 240 に戻るレベルになっています。だから、大丈夫ですとは言えませんが、総数にはそういうところがあります。

だから、そら 230 人、240 人に戻ったとして、それが二、三年続いたら、また今後 200 人になる。その学年の人数のばらつきがあるということは、お知り置きいただければと思います。

それでは、続けて、報告（４）令和 6 年度市内小・中学校一覧について、学校教育課から説明をいたします。

○ 福田学校教育課参事

続いて 25 ページをご覧ください。

令和 6 年度の管理職人事ですが、令和 5 年度末に再任用で勤務しておりました前糸井小学校の清水雅彦校長と梁瀬小学校の羽瀧義夫校長が、任期満了で退職をしております。

竹田小学校の山下雅史校長は、養父市立大屋中学校に転任となっております。

糸井小学校につきましては、和田山中学校の志水健一教頭が校長として採用されています。

それから、竹田小学校は、枚田小学校の小島鉄弘教頭が採用されております。

山口小学校は、養父市立伊佐小学校の小畑俊史教頭が養父市から朝来市での採用となっております。

続いて配置替えですが、枚田小学校に、山口小学校の梶原秀規校長、そして、梁瀬小学校には枚田小学校の南光美津子校長が配置されております。

以上が、校長の異動や採用です。

続いて教頭ですが、生野中学校の井本泰教頭が役職定年を受けまして、和田山中学校の主幹教諭として現在勤務をしております。

また、朝来中学校に、梁瀬中学校の垣尾浩子主幹教諭が教頭として、それから、東河小学校に、生野小学校の藤原泰宏主幹教諭が昇任をしております。

そして、中川小学校は、昨年度まで教育委員会学校教育課で勤務しておりました田中雅人課長補佐が採用されております。

また、配置替え等につきましては、生野中学校が、東河小学校の藤本美千代教頭、そして、和田山中学校に、朝来中学校の松本隆教頭、枚田小学校には、中川小学校の鵜智行教頭がそれぞれ配置替えとなっております。

この管理職で令和6年度、各校学校運営を進めております。今後、学校訪問等でまたお世話になりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○ 小倉畑教育長

報告が終わりました。何か御質問はございませんか。

では、続けて報告のほうに移ります。

令和6年度台風、大雪等による臨時休校等について、学校教育課から報告をいたします。

○ 福田学校教育課参事

資料26 ページ令和6年度台風、大雪等による臨時休校等について説明いたします。

基本的には、午前6時の時点で警報が発令されている場合は、小・中学校とも臨時休校、学童クラブは開設しないということにしております。

あと、児童生徒の登校後に警報が発令された場合につきましては、まず安全に下校する、安全に下校するということを第一にしております。小学校の児童につきましては、引渡し等で対応している学校が多くあります。そのような形で、安全に下校できるようにということで進めております。

昨年度からですが、熱中症対策ということで「暑さ指数(WBGT)が31以上の場合について」というものを付け加えております。これは、明日令和6年4月24日から、熱中症特別警戒アラートの運用開始を受けて、学校に強く依頼をしているところです。

熱中症特別警戒アラートというのは、県内にそれぞれ配置される、温度を測るといふか設定するところが全部が危険な状態にならないと発令されないことから、それまでにWBGTが31を超えていると予想されることから、各校で対応済みだと考えています。

昨年度、それぞれの学校に、WBGTが31以上になったときの対応を設定してもらっています。帰る前に水分をとるとか、低学年はお迎えに来ていただくような場合もありますし、部活動では、それこそ体育館には空調もついてますし。あるいは避難場所として教室の冷房を効かせた休める場を確保するといったことを実施することになります。

あとは、各校、その場その場で判断をして、教育委員会と相談しながら進めていくということに記載させていただいております。

以上です。

○ 小倉畑教育長

報告が終わりました。何か御質問はございませんか。

○ 委員

小学校の子供さんはほぼないかと思うんですけれども、中学校とかになると、そろそろ携帯電話とかを個人で持っている子供さんたちも多くなってくるんじゃないかと思います。私の過去の経験なんですけれども、子どもが市外の高校に出ておりまして、雨が非常に強く降って播但線がとまってしまったんです。電車の中に閉じ込められて、どこにいる状態かよく分からなかった。それで、結局、電車がとまってしまって線路をみんな伝って、線路を歩いて駅まで行って登校したというようなことがあったんです。そのときに、やっぱり必要だなと思って携帯電話を持たせることを決断して、学校にも連絡してというようなことをしたんですけれども。

学校も把握できないような状況に登校時に置かれたときの連絡っていうのは、どのように

考えておられるのかなというふうに思いまして、お聞きします。

中学校では、原則、携帯の持込みは、禁止なんですか。

○ 福田学校教育課参事

お答えします。持込みは一律禁止というわけではありません。保護者から学校に対して、明確で適切な理由を示していただければ、持ち込むことは可能ですが、校内で子どもが持つのではなく、学校で預かることを了承していただける場合ということになります。積極的に案内をしているというものではありません。

それから、登下校中ということなんですが、校区内であれば、適切に対応できると思われることと、状況に応じて各校で対応されていることから、携帯電話を所持していなくても対応可能だと考えています。

○ 委員

これからも、その方向ですか。

○ 福田学校教育課参事

学校が合併するようになって校区がすごく大きくなってきたら、また別の方法を考える必要があると考えております。

以上です。

○ 委員

ありがとうございます。

○ 小倉畑教育長

ほかに御質問等ございませんか。

○ 委員

昨年のものには、この前にコロナマニュアルがついてたと思うんですけどね。それは、もう一切なくなったっていうふうに考えてよろしいですか。

○ 福田学校教育課参事

コロナ対応がなくなったのではなく、学校にとって対応の準備が整ったと判断し、あえてここには掲載しておりません。台風、大雪等の臨時休校に対するものということで、コロナ対応を取り立てて記載しておりません。

○ 委員

はい。

大雨、洪水とかってというのが、最近は物すごくゲリラ豪雨みたいな形で降るようになって、警報も、もう突発的に来たりとかっていうふうな形になります。そうなったときに、子供さんを帰さなきゃいけないってことで学校が物すごくあわただしく動いてる様を見たことがあるんですけども、実際に帰すほうが安全なのか、学校が一番安全なのかってところが。地震なんかでも起きたときには、小学校にとにかく避難しましょうっていうのが、和田山の校区内でしたら割と。やっぱりどこに行くかって言ったら、中学校か小学校に行きましょうみたいなところがあるんですけども。そこから子供たちを帰すことのほうが安全なのかどうなのかってというのが、ずっと見てて疑問に思ってることなんですけれども。

そんなにひどくない、見た目にも、今帰したほうが安全だと思われるときもあれば、もう動かさないほうがいいよなっていうような判断の仕方もあると思うんですけど、その辺りはどうでしょう。

○ 福田学校教育課参事

学校もその判断に苦慮しております。タイミングが一番大切であることから、テレビやネットの雨雲レーダーでタイミングを図ってもらっています。また、各校の校長が相談し帰らせるか、少しの間学校で待機させるかといった判断をしています。大雪についてもどのタイミングが一番いいかということは考えています。

また、低学年の保護者に引取りに来ていただく場合でも、保護者の引き取りまでに大変長い時間を要したケースもあります。

○ 委員

はい。ありがとうございました。

○ 小倉畑教育長

ほかに御質問はありませんでしょうか。

それでは、続いて報告（６）教育委員会行事予定について、学校教育課から説明をいたします。

○ 山本教育委員会事務局次長兼学校教育課長

それでは、報告（６）教育委員会行事予定につきまして説明させていただきます。資料 28 ページ、別紙 2 を御覧ください。本日から 5 月末までの予定を記載しております。主なもののみ説明させていただきます。

4月25日 木曜日から26日、金曜日まで、令和6年度近畿都市教育長協議会定期総会が和歌山県で開催され、教育長が出席されます。また、令和6年度朝来市連合区長会総会が開催されます。

4月27日 土曜日、令和6年度朝来市健康福祉大学教養講座が開催されます。

5月8日 水曜日、第2回校長会を開催します。

5月14日 火曜日、シャヘイラムバレー中学校訪問団が朝来市を表敬訪問されます。

5月16日 木曜日、令和6年度兵庫県市町村教育委員会連合会の理事会・総会・研修会が姫路市で開催されます。日程終了時間等詳細につきましては、後日連絡をさせていただきます。

5月17日 金曜日、20日 月曜日、22日 水曜日、24日 金曜日に、校長ヒアリングを行います。

5月18日 土曜日、第42回朝来市ジュニア・リレーカーニバルが開催されます。

5月24日 金曜日、教育委員辞令交付式・第2回定例教育委員会を予定しております。

5月26日 日曜日、第9回朝来市合唱祭がジュピターホールで開催されます。

5月29日 水曜日、令和6年度第1回兵庫県都市教育長協議会がささゆりホールで開催されます。

5月30日 木曜日、6月議会が始まります。

以上で、令和6年度朝来市教育委員会行事予定についての報告とさせていただきます。

○ 小倉畑教育長

報告は終わりました。御質問等がございますか。

それでは、以上で本日の報告事項は全て終わりました。このほかに各課から報告事項はございませんか。

ないようですので、次回の教育委員会日程について、事務局から説明をいたします。

○ 事務局

それでは、次回の日程でございますが、5月24日の金曜日、午前9時30分から、場所は本庁舎403会議室で開催しますので、よろしくお願いいたします。

次回の日程につきましては、以上でございます。

○ 小倉畑教育長

それでは、次回は、今あったように5月24日、会場は403会議室ということで行いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして第1回の教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時58分